

立川市常勤特別職職員給与等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項の規定及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行による。

立川市常勤特別職職員給与等支給条例の一部を改正する条例

立川市常勤特別職職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び第3項の規定に基づき、市長、<u>副市長及び教育委員会教育長</u>（以下「市長等」という。）の給料、手当及び旅費（以下「給与等」という。）の支給について定めることを目的とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 市長等の給料は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) <u>教育委員会教育長</u> 月額799,000円</p> <p>(期末手当)</p> <p>第2条の3 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 第1項に規定する期末手当の額は、それぞれの基準日現在において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給するものにあつては<u>100分の205</u>、12月に支給するものにあつては<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における別表第1に定める在職期間に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 前項に規定する退職手当の額は、その者の退職の日における給料月</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び第3項の規定に基づき、市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給料、手当及び旅費（以下「給与等」という。）の支給について定めることを目的とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 市長等の給料は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(期末手当)</p> <p>第2条の3 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 第1項に規定する期末手当の額は、それぞれの基準日現在において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給するものにあつては<u>100分の202.5</u>、12月に支給するものにあつては<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における別表第1に定める在職期間に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 前項に規定する退職手当の額は、その者の退職の日における給料月</p>

<p>額に次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) <u>教育委員会教育長の職にあった者については、勤続1年につき</u> <u>100分の200</u></p> <p>3 ……略……</p>	<p>額に次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>3 ……略……</p>
--	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第3条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市常勤特別職職員給与等支給条例第2条の3の規定の平成27年12月1日における適用については、同条第3項中「100分の215」とあるのは「100分の217.5」とする。

